

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
（減損損失累計額の表示） 第二十七条の二 財務諸表等規則第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。 第二十九条 財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。 （特別損失の表示方法） 第六十三条 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。 （減損損失に関する注記） 第六十三条の二 財務諸表等規則第九十五条の三の二の規定は、減損	（新設） 第二十九条 財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。 （特別損失の表示方法） 第六十三条 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。 （新設）

。 損失を認識した資産又は資産グループがある場合について準用する

改 正 案	現 行
様式第一号 【事業の種類別セグメント情報】 （略） （記載上の注意） ～ （略） — <u>重要な減損損失を認識した場合には、各セグメントへの影響額を記載すること。</u> — <u>～1</u> （略）	様式第一号 【事業の種類別セグメント情報】 （略） （記載上の注意） ～ （略） （新設） — <u>～1</u> （略）

改 正 案								現 行							
様式第五号								様式第五号							
【連結損益計算書】								【連結損益計算書】							
特 別 損 失 前期損益修正損 固定資産売却損 減損損失 災害による損失								特 別 損 失 前期損益修正損 固定資産売却損 （新設） 災害による損失							
		× × ×			× × ×					× × ×			× × ×		
		× × ×			× × ×					× × ×			× × ×		
		<u>× × ×</u>			<u>× × ×</u>										
		× × ×			× × ×					× × ×			× × ×		

改 正 案				現 行			
様式第八号				様式第八号			
【連結キャッシュ・フロー計算書】				【連結キャッシュ・フロー計算書】			
営業活動によるキャッシュ・フロー				営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）		× × ×	× × ×	税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）		× × ×	× × ×
減価償却費		× × ×	× × ×	減価償却費		× × ×	× × ×
減損損失		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	（新設）			
連結調整勘定償却額		× × ×	× × ×	連結調整勘定償却額		× × ×	× × ×